

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の概要

第1 改正の趣旨

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、仕事と育児との両立支援制度の活用を一層容易にするため、所要の規定の整備を行う。

第2 改正の内容

- (1) 条例第2条の3第3号及び第2条の4の規則で定める特別の事情の定義
- (2) 条例第5条の2の期末手当等に係る勤務した期間に相当する期間の追加
- (3) 部分休業に係る子が死亡した場合の届け出の規定の追加
- (4) 条例第21条の2第2項の規則で定める期間の規定の追加
- (5) その他条ずれ等の所要の整理

第3 施行期日

令和8年4月1日

岩見沢市規則第 27 号

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

岩見沢市長 松 野 哲

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成 4 年規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「この規則は、」の次に「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）及び」を加え、「施行について」を「規定に基づく育児休業等に関し」に改める。

第 1 条の 2 中「条例第 2 条第 3 号ア（ウ）」を「条例第 2 条第 4 号ア（イ）」に改める。

第 1 条の 3 第 1 項第 2 号中「養子縁組里親として」の次に「委託することができない者に限る。）を含む。以下この号において同じ。）である配偶者（」を、「同様の事情にある者を含む。」の次に「以下同じ。」を加え、同項第 3 号中「条例第 2 条の 3 第 3 号及び第 2 条の 4 に規定する市長が定める特別の事情」を「条例第 3 条第 1 号から第 4 号までに掲げる事情のいずれか」に改め、同条を第 1 条の 4 とし、第 1 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（非常勤職員の育児休業の取得期間に係る特別な事情）

第 1 条の 3 条例第 2 条の 3 第 3 号及び第 2 条の 4 の規則で定める特別の事情は、条例第 3 条第 1 号から第 4 号までに掲げる事情とする。

第 3 条に次の 1 項を加える。

2 前条第2項の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

第4条の次に次の1条を加える。

(育児休業をしている職員の期末手当等に係る勤務した期間に相当する期間)

第4条の2 条例第5条の2第1項の市長が別に定めるこれに相当する期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

- (1) 育児休業法第2条第1項の規定により育児休業をしていた期間
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項の規定により休職にされていた期間（一般職員の給与に関する条例（昭和26年条例第5号）第18条第1項の規定の適用を受ける休職者であった期間を除く。）
- (3) 地方公務員法第29条の規定により停職にされていた期間
- (4) 地方公務員法第55条の2第1項ただし書の許可を受けて休職していた期間

第9条中「育児休業等の承認が取り消されたとき」の次に「(条例第5条に規定する事由に該当したことにより承認を取り消されたときを除く。)」を加える。

第11条の2中、「条例第17条第2号イ」を「条例第17条第2号」に改め、「非常勤職員であって、1日について定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある」を削る。

第12条を第16条とし、同条の前に次の1条を加える。

(3歳に満たない子を養育する職員に対して行う措置に係る期間)

第15条 条例第21条の2第2項の規則で定める期間は、同項の対象職員が養育する子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの期間とする。

第11条の4を第14条とし、第11条の3を第13条とし、第11条の2の次に次の1条を加える。

(部分休業に係る子が死亡した場合等の届け出)

第12条 第8条の規定は、部分休業をしている職員について準用する。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。